

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり検査内容を変更させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 令和3年4月1日（木）採取分より

■変更内容

1. 土壌の環境基準値の変更

○令和2年4月2日付 環境省告示第44号により土壌の汚染に係る環境基準の一部を改正し、カドミウムとトリクロロエチレンの基準値が変更となります。

検査項目		変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁
土壌環境基準	カドミウム	基準値	0.003 mg/L	0.01 mg/L	(1) 土壌の汚染に係る環境基準 p11 ^{注1)}
	トリクロロエチレン		0.01 mg/L	0.03 mg/L	

注1) 計量編(環境水・排水・土壌等)

○令和2年4月2日付 環境省令第14号により土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、カドミウム及びその化合物とトリクロロエチレンの基準値が変更となります。

検査項目		変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁
土壌溶出基準	カドミウム及びその化合物	基準値	0.003 mg/L	0.01 mg/L	(b) 土壌溶出量調査 p14 ^{注2)}
	トリクロロエチレン		0.01 mg/L	0.03 mg/L	
土壌含有基準	カドミウム及びその化合物		45 mg/kg	150 mg/kg	(c) 土壌含有量調査 p15 ^{注2)}
地下水基準	カドミウム及びその化合物		0.003 mg/L	0.01 mg/L	(a) 地下水基準 p12～p13 ^{注2)}
	トリクロロエチレン	0.01 mg/L	0.03 mg/L		

注2) 計量編(環境水・排水・土壌等) (2) 土壌汚染対策法施行規則

2. 学校環境衛生基準（教室等の環境）の基準値の変更

○令和2年12月15日付 文部科学省告示第138号により、学校保健安全法に基づき、学校環境衛生基準の一部を改正し、キシレンの基準値が変更となります。

検査項目	変更箇所	新	旧
キシレン	基準値	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

以上